

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る関係ガイドの改正案に
対する意見公募の結果について

令和6年2月14日
原子力規制委員会

1. 概要

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る関係ガイドの改正案について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和5年12月14日から令和6年1月12日まで(30日間)

対 象：

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について(案)
- 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について(案)

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数:3件¹

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る
関係ガイドの改正案に対する御意見への考え方**

令和6年2月14日

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
1	<p>保安措置ガイド改正案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページの改正後欄の下線部分の 2 行目「事業所内で」と同 3 行目「事業所で」との違いは、何を意味するのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の「事業所内で」という文言と「事業所で」という文言は、同じ意味です。 ➤ 御指摘を踏まえ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1912257 号-7 (令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定)。以下「保安措置ガイド」という。)の改正案のうち、御指摘の記載の箇所については、「事業所内で」という文言に統一します。
2	<p>保安措置ガイド「VI. 施設管理」の「4. 施設管理の実施に関する計画(第 1 項第 4 号)」の改正は、デジタル技術の活用促進のために、人による巡視だけでなく、監視カメラ、ドローン等を活用することも可能とする変更と理解している。</p> <p>現行の保安規定には人が行う前提での巡視が規定されているが、本変更が、巡視に上記デジタル技術の活用による確認も含むことを意図した変更であるなら、デジタル技術の導入前後によらず現行の保安規定の巡視に、デジタル技術の活用による方法を含む変更をしても良いと考えるがよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設管理のために実施する巡視について、人が行う場合と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、判断の自動化まで含め、デジタル技術を活用する旨の保安規定の変更を行うことは可能だと考えられますが、施設管理のために実施する巡視に関する具体的な内容等については、保安規定の変更認可の審査において、個別に確認するとともに、保安規定の変更の認可の後の巡視の方法について、その実施状況を必要に応じて原子力規制検査において確認することとなります。 ➤ なお、仮にデジタル技術の導入にあたり、保安規定の変更認可が不要な場合であっても、事業者が定めた具体的な巡視の方法について、その実施状況を必要に応じて原子力規制検査において確認

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
		することとなります。

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
3	保安措置ガイド改正案について 4 ページの改正後欄の最下行の 7 行上の下線部分の改正内容は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘は、保安措置ガイドの別記 1 の題名「実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項」に関するものと理解しますが、現行の保安措置ガイドには、下線が引かれているため、新旧対照表に原文のまま記載したものであり、改正を行うものではありません。 ➤ 今回の改正を機に保安措置ガイドの別記 1 の題名の下線を削除する改正を行います。
4	案件名のうち「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し」は不適當である。同見直しと本改正の内容とは無関係だから。(案件番号 198023106 の例「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等」が適當。)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見は、ホームページ「e-Gov パブリックコメント」に掲載している「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る関係ガイドの改正案に対する意見公募について」(案件番号：198023210) について、その一部の文言に関して、「アナログ規制の見直し」ではなく、「アナログ規制の見直し等」と指摘するものと理解します。 ➤ 上記のページに掲載している保安措置ガイドの改正案及び放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド(原規放発第 2303299 号(令和 5 年 3 月 29 日原子力規制委員会決定))の改正案は、アナログ規制の見直しの一環で、作

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
		<p>成したものです。</p> <p>➤ 他方で、誤記の修正等、御指摘のとおり、アナログ規制の見直しとは関係のない改正も、改正案として掲載しているため、今後は、誤解を招かない記載になるよう努めます。</p>